

令和2年度事業計画

第1章 はじめに

深刻化する福祉課題の解決に向けて、国は、地域共生社会の実現を目指し、社会福祉法の改正をはじめ、各種施策の実施を通じて地域包括ケアシステムの強化を図っています。

こうした状況を踏まえ、当会としては、市民一人ひとりの言葉に耳を傾け、常に人権を尊重し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう、岩見沢市社会福祉協議会地域福祉活動計画に基づき、これまで取組んでまいりました住民参加・協働による地域に根差したボランティア育成事業、成年後見支援センターの運営を引き続き行うとともに、居宅介護支援、障がい者通所支援などの福祉サービス事業のさらなる充実を図り、地域共生社会実現への一役を担いながら、市民が身近な地域における福祉について関心を持ち、市民主体による福祉コミュニティづくりを支援してまいります。

一方、訪問介護や通所介護においては、民間事業者の参入等により当会がサービス提供主体として担う役割も変化してきている中、介護保険報酬改定等による介護部門の収支の悪化が法人全体の財政を圧迫しており、利用者増に向けた積極的なPR等の取り組みが急務であります。将来的には、事業の縮小や廃止を含めた抜本的な見直しが必要な時期にきています。

また、会費収入や地域福祉活動の財源となる共同募金も年々減少傾向にあることから、安定的な自主財源の確保と限られた経営資源を効果的・効率的に活用することが求められており、第2期岩見沢市社会福祉協議会発展強化計画に基づき、研修等を通じた人材育成を行うとともに事業の見直しを進め、運営基盤の確立を図ってまいります。

さらには、大規模な自然災害の発生時に備え、支援活動の円滑な実施に向けた災害ボランティアセンターの組織整備について積極的に取組んでまいります。

第2章 事業推進方針

当会の基本理念である「支え合い 共に生きる 住みよい地域づくり」の推進に向け、次の3点を重点事項に掲げ、地域福祉のさらなる向上と充実を図り、住み慣れたところで誰もが安全で安心して幸せに暮らせる地域づくりを目指します。

- | | |
|-------|---------------------|
| 重点事項1 | 運営基盤の強化と人材の育成 |
| 重点事項2 | 福祉サービス事業の推進及び経営の健全化 |
| 重点事項3 | 災害ボランティアセンターの組織整備 |

第3章 事業推進項目

1 地域福祉の推進

地域福祉活動計画に基づき、行政と連携しながら、地域住民、ボランティア、福祉団体等との協働のもと、多様化・複雑化する地域生活課題の解決に向け、住民主体の福祉活動の取組みを進め、人と人との絆を深め、誰もが地域で安心して暮らせる地域づくりに取組みます。

また、地域福祉事業の効率的・効果的な事業の実施に向け、引き続き、理事を構成員とした検討委員会で事業見直しを行うとともに、各関係機関と協議を進め、地域の実情に応じた事業展開を目指していきます。

(1) 地域住民の声を反映できる課題把握と情報共有

地域住民の声を聴くことにより、公的な福祉サービスでは対応できない課題や本人の生活課題等の情報を共有し、地域に潜在化するニーズ把握に努め、課題解決に向けた情報提供や事業展開につなげます。

① 地域福祉懇談会の開催

地域に出向いて懇談会を開催し、情報提供や情報交換を行い、地域生活課題の把握に努めるとともに、社協の活動について理解を深めていただくよう取り組みます。

② 実施事業からのニーズ調査

実施事業や講座ごとにアンケート調査を実施し、ニーズに沿った事業展開及び講座内容の充実を図ります。

(2) 相談支援体制の充実

市民の日常生活上の様々な困りごとの相談に応じ、解決に向けた適切な助言・援助や関係機関等と連携した相談支援体制の充実に努めます。

① 各関係機関等との連携強化

あらゆる生活相談に対応するため、各関係機関、行政等と連携強化を図ります。

② 民生委員児童委員との連携【見直し】

地域住民の身近な相談相手である、民生委員児童委員との連携をより一層深め、地域における相談支援の促進を図ります。

※ふれあい相談員と活動費助成金の廃止

③ 部所間横断の相談支援の充実

社協の特性を生かし、制度・事業・分野を問わず、多様な生活課題に対応するため、社協内の他事業部門と連携を強化し、相談支援の充実に努めます。

※廃止事業

・心配ごと相談事業

(3) 地域住民と共に進める支え合い活動や交流活動の促進

身近な地域でのつながりや絆を深め、誰もが安心して暮らすことができるよう、地域住民が主体となった支え合い活動や交流活動の促進を図ります。

① 小地域福祉ネットワーク活動事業

地域住民による見守りや安否確認活動及び身の世話など、地域における支え合い活動を支援します。

② 地域除排雪活動支援事業

自力で除排雪が困難な高齢者や障がい者等の日常生活の安全確保のため、地域のボランティアによる除排雪活動に対して活動費の支援を行います。

③ 除雪ボランティア派遣事業

自力で除雪が困難かつ家族や親類及び町会・自治会からの協力が得られない要介護者世帯にボランティアを派遣し、除雪支援を行います。

④ 地域ふれあいサロン事業【見直し】

高齢者や障がい者、子育て中の親子など、外出機会の少ない方々の閉じこもり予防と安否確認、生活課題の把握等を目的に世代を超えた誰もが参加できる地域交流活動の立上支援を行い、更なる普及に努めます。

※5年目以降の助成金の廃止

⑤ サロン活動者情報交換会・研修交流会の開催

サロン活動に関する講話や演習、情報交換などを通して、サロン活動内容の充実と実践者同士のネットワークの構築を図ることを目的に開催します。

⑥ レクリエーション用具貸出事業

町会・自治会、ボランティア団体、地域ふれあいサロンなど、地域福祉の向上に取り組む団体に対し、レクリエーション用具の貸出しを行い、地域交流の促進を図ります。

⑦ 福祉団体等の活動支援

障がい者等の福祉団体へ活動費助成を行い、団体の使命や特徴を活かした活動を支援します。

⑧ やさしい在宅介護講習会の開催

介護などの必要な知識や技術を学び、家庭や地域において孤立することなく生活ができるようにすることを目的に開催します。

⑨ 高齢者趣味と教養・健康増進支援事業

岩見沢市老人クラブ連合会が主催する各種事業に対して助成支援を行い、高齢者が個々の技能や趣味を活かした社会参加活動を通じて、仲間づくりや生きがいの場づくりができるよう支援します。

⑩ 金婚祝賀会開催事業【見直し】

結婚生活50年を迎える夫婦を祝福し、敬意を表するとともに高齢者の交流を促進することを目的に金婚祝賀会を開催します。

※集合写真の廃止及び出席者負担金の新設

※廃止事業

- ・認知症サポーター養成講座
- ・男性のための料理教室

(4) 地域福祉への理解促進

福祉に対する理解と地域福祉活動への参加促進を図ることを目的とした講座等を開催します。

① 地域福祉出前講座

町会・自治会をはじめとする福祉団体等からの要望に沿って、当会職員等が講師となり講座を実施し、社協事業及び福祉に対する理解促進を図ります。

② 社会福祉功労者表彰の実施及び推薦

ア 社会福祉功労者表彰【見直し】

地域福祉活動及びボランティア活動に永年にわたり功労のあった個人・団体や当会に多額の寄付をされた方及び市内の社会福祉団体・施設において永年にわたり勤務している方に対して、その功績を讃え、功労者表彰を実施します。

※記念品の廃止

イ 他団体等で実施の表彰への推薦

活動を通じて社会福祉に貢献している社会福祉関係者及び団体を、その功績から岩見沢市福祉活動功労者表彰をはじめ、北海道社会福祉協議会会長表彰・全国社会福祉協議会会長表彰・北海道知事表彰などへ推薦を行います。

(5) ボランティアセンターの機能充実

ボランティア活動に関する情報の収集と発信、ボランティア相談に対するコーディネート機能強化を図るため、ボランティアセンタースタッフの募集を行うとともに、各種研修事業への参加や関係機関・団体と連携を図り、ボランティアセンターの機能充実に努めます。

① ボランティアセンター運営事業

ボランティア活動に関する相談、コーディネート、啓発、情報提供等を行い、ボランティア活動の推進を図ります。

また、ボランティアセンターの適正かつ円滑な運営を行うため、運営委員会・運営部会を開催し、各関係機関等との連携を図り、ボランティアセンターの充実に努めます。

② 広報紙「おもいあい」の発行

ボランティア活動に関する市民の関心と理解を深めるため、ボランティア活動の紹介や活動状況について情報発信を行います。

③ 各種研修事業への参加促進

全道及び空知地区で開催される、ボランティア活動に関する研修会や交流会に積極的に参加できるよう費用の一部を支援し、ボランティアによる研究討議や交流などを通じて、ボランティア活動の推進を図ります。

(6) 地域を支えるボランティアの育成

各種ボランティア養成講座等を通して、福祉への関心と理解を深め、地域福祉活動やボランティア活動を担う市民の育成・確保に努めます。

① 各種ボランティア養成講座の開催

ボランティア活動者の担い手不足が進むなか、ボランティア活動に興味のある方を対象とした、入門講座や専門分野のボランティアを養成する講座等を開催するとともに、ボランティア活動のきっかけづくりの提供を行い、新たなボランティア人材の発掘と育成に努めます。

【主な講座】

- ・手話奉仕員養成講座（入門編・基礎編）
- ・視覚障がい者支援講習会「朗読ボランティア講座」
- ・精神保健ボランティア講座
- ・傾聴ボランティア講座
- ・はじめてのボランティア講座

② ボランティア活動者研修会・交流会の開催

ボランティアセンター登録団体及び個人活動者のスキルアップを目的とした研修会を開催するほか、活動者同士による情報交換、交流を通して、ボランティア活動者のネットワークづくりを進めます。

③ ボランティアの活動支援事業

ボランティア活動保険料の助成及びボランティア団体への活動費支援、ボランティアに関する情報提供を行い、活動の促進を図ります。

(7) 将来を見据えた福祉教育の推進

次世代を担う子どもたちの福祉・ボランティアに対する関心と理解を深めるため、学校や教育委員会、福祉関係者と連携を図りながら、様々な福祉体験やボランティア活動等の福祉教育の取組を推進します。

① 学童・生徒のボランティア活動普及事業

学童・生徒の社会福祉への関心と理解を深め、実践活動によりボランティアの心と社会連携の精神を養うことを目的に、各学校における福祉教育のボランティア活動支援及び協力を行います。

② 児童・生徒のボランティア体験研修会の開催

児童・生徒を対象に、福祉やボランティア活動の理解を深めることを目的に、様々な体験研修会を開催します。

③ 指定地域福祉教育セミナーの開催

教育関係者を対象にセミナーを開催し、福祉教育に関する今後の在り方や方向性について、研修・協議を行い、学校における福祉教育の充実を図ってまいります。

④ 地域福祉教育推進事業

地域や学校からの福祉学習の要請に応じ、障がい当事者及びボランティアを講師として派遣し、効果的な福祉学習を実施することで、障がいやボランティアに対する理解を深めるとともにノーマライゼーション理念の普及に努めます。

(8) 地域における権利擁護の推進

誰もが地域で安心して暮らし続けられるよう、市民の身近な地域の窓口として様々な生活課題を抱える市民の相談に応じるとともに、日常生活自立支援事業と成年後見制度の利用支援を一体的に行い、要支援者の生活状況や判断能力に応じた切れ目のない包括的かつ継続的な支援を展開し、地域における権利擁護支援体制の構築を進めます。

また、市民後見人の養成講座を開催し、地域における権利擁護の担い手づくりを進めるとともに、広く市民に対する成年後見制度の周知や理解促進を図ります。

① 日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力に不安のある方に対して、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理等を行い、要支援者が自立した地域生活を送ることができるよう支援します。

特に、ニーズの積極的な発掘、迅速な利用支援を行うとともに、担い手である生活支援員の確保・資質向上に努めます。

② 成年後見支援センター事業

権利擁護全般に関する相談支援や申立手続支援を行うとともに、法人後見事業を実施し、市民後見人との協働のもと、認知症高齢者や知的・精神障がい者等の身上監護及び財産管理を適切に行います。

また、地域における成年後見制度の理解促進、ニーズの発掘を図るため、普及啓発に積極的に取り組みます。

特に、成年後見支援センターの運営にあたっては、効果的・効率的に事業を実施するとともに、安定的な運営を行うための財源確保に努めます。

さらに、今後増大するニーズに対応するため、市民後見人の養成に積極的に取り組むとともに、市民後見人の活動体制の更なる整備を図ります。

ア 岩見沢市成年後見支援センターの運営

成年後見支援センターの適切かつ効果的な運営を図るため、運営協議会を開催するとともに、成年後見制度の利用及び市民後見人活動の適正な実施のため事例検討会を開催します。

イ 相談・申立手続支援

高齢者、障がい者の生活や財産管理に関する相談に応じ、課題解決に向けて法律専門職を含めた関係機関と連携し、成年後見制度利用をはじめ適切な支援につなげるとともに、家庭裁判所への申立手続に関する相談に対応します。

ウ 市民後見人の養成

市民後見人を養成するため、養成講座を開催するとともに、受講者の積極的な確保に努めます。

エ 市民後見人の活動支援

市民後見人の活動が適切かつ安心して行えるよう法人後見事業を実施し、市民後見人との協働のもと、要支援者の身上監護と財産管理に関する支援を行います。

また、市民後見人の意欲を高め、資質向上を図るための研修会を開催します。

さらに、令和元年度中の設立を目指している市民後見人の自主活動グループ「岩見沢市民後見人の会（仮称）」の活動支援を行います。

オ 成年後見制度普及啓発

講演会や出前講座、広報活動を積極的に行い、成年後見制度の普及啓発を図ります。

(9) 生活困窮者等への支援

低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯等を対象に、民生委員児童委員等と連携し、必要な資金の貸付と相談支援を行い、世帯の経済的自立や生活意欲の助長促進に努めます。

また、生活困窮が想定される世帯に対して、岩見沢市生活サポートセンターりんく、岩見沢市保護課及びハローワーク等と連携しながら、生活の安定・自立に向けた支援を行います。

① 生活福祉資金貸付事業

他の貸付を受けることができない、低所得者や高齢者、障がい者の世帯に対し、生活の安定を図るため、資金の貸付を行います。

② 特別生活資金貸付事業

冬期間も安心して生活するために、燃料費等の貸付を行います。

③ 愛情銀行緊急生活費交付事業

緊急かつ一時的に生活の維持が困難になった世帯に対し、生活の安定と福祉の向上を図るため、当会独自の交付（貸付）支援を行います。

④ 法外援護事業

生活保護申請から決定までの生活つなぎ資金の貸付及び金銭不所持者等の送還旅費を岩見沢市福祉事務所を通じて交付します。

(10) 災害ボランティアセンターの組織整備【重点】

災害時に迅速かつ効果的に被災者の生活復旧を支援するため、岩見沢市や北海道社会福祉協議会、関係機関、ボランティア等と連携し、災害ボランティア活動の円滑な実施に向けた組織体制の整備を行います。

① 災害ボランティアセンター体制の整備

災害ボランティアセンターを迅速かつ円滑に立ち上げるために、設置運営マニュアルに基づき、設置訓練を実施します。

また、設置訓練を検証し、設置運営マニュアルの見直し及び運営に係る具体的な取り決めについて、市防災対策室と協議を進めていきます。

② 災害ボランティアセンター研修会の開催

住民への防災・減災意識を啓発し、災害時のボランティア活動や災害ボランティアセンターの運営支援を養成することを目的に研修会を開催します。

③ 災害用資機材の整備

災害ボランティアセンターをスムーズに立ち上げるために必要な資機材を整備します。

また、運営資機材の調達方法や市から提供可能な資機材の調整について、市防災対策室と協議を進めていきます。

(11) 共同募金運動への協力

共同募金は、地域福祉事業や市内の福祉施設、福祉団体など、様々な活動や運営を支える貴重な財源として活用されていることから、今後とも岩見沢市共同募金委員会事務局として北海道共同募金会と連携しながら「自分の町を良くするしくみ」である共同募金運動の推進に取り組めます。

(12) 行政や関係機関・団体との連携

地域における多様な生活課題や福祉ニーズに応えるため、行政や関係機関等と積極的に意見交換や情報の共有を行い、より一層連携を図り、地域福祉の推進に取り組めます。

2 運営基盤の強化と人材の育成【重点】

会費や寄付金、共同募金の配分金が減少傾向をたどっており、収支が悪化しているため、更なる業務の効率化やコスト削減を行うとともに、安定的な自主財源の確保と法人運営、組織、事務局体制、人事、業務全般にわたっての総合的な見直しを行ってまいります。

(1) 社会福祉協議会を取りまく動向等の調査、検討

北海道社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会との連携を深め、社会福祉協議会を取りまく動向や、新たな制度、先駆的な活動及び時事に応じた課題等について積極的に情報を収集し、その情報を踏まえ本会の具体的な取組方策について検討していきます。

① 福祉情勢の把握

北海道社会福祉協議会や北海道社協職員連絡協議会等が主催する講習会や研修会へ役員・職員が積極的に参加し、福祉情勢の把握に努めます。

② 地域課題の把握と他社会福祉協議会との連携

空知管内社会福祉協議会連絡協議会をはじめ、管外を含めた会議、研修機会を通じて、地域課題の把握と他社会福祉協議会との連携強化に努めます。

(2) 人材の育成

職員が使命感をもって各自の役割を的確に遂行できるよう、意識改革と資質向上を図ります。また、業務に必要な専門知識と幅広い視野を持ち、諸課題へ対応する意欲と能力を高めながら主体的に実践する人材を育成します。

① 職階別に応じた研修の実施

役員の外部研修への参加を促進するとともに、職員の定着と管理指導体制を構築するため、経験年数や能力等に応じた役割を担うよう、管理職のマネジメント能力を強化する階層別の管理職向け研修会や主任者向け研修など、必要な研修体系の整備を図り、職員のレベルアップとマネジメント能力の向上に努めます。

② 各種研修会・講習会等への参加

職務に必要な知識・技能を習得するため、各種研修会・講習会に積極的に参加します。

③ 職場研修の実施

職場内での課題に対応するため、職場研修を実施します。

また、内部連絡会などを通じて職員の共通意識を高め、資質の向上に努めます。

(3) 財源確保への取組

社会福祉協議会に寄せられる会費や寄付金等が、地域福祉の推進に大きな役割を果たしているものの減少傾向にあることから、広報紙、ホームページ、パンフレットを活用した効果的な広報活動により、貴重な財源の確保に努めます。

① 社協会員加入の促進

社会福祉協議会の活動に対する理解者を増やすとともに、自主財源を確保するため、賛助会員、特別会員、企業会員の募集を積極的に行います。

・ 賛助会費	(個人で賛同された方)	1口	1,000円
・ 特別会費	(法人・事業所・団体など)	1口	5,000円
・ 企業会費	(株式会社・有限会社など)	1口	10,000円

② 共同募金活動の効果的な展開

岩見沢市共同募金委員会と連携を図り街頭募金を始め、各種イベントでの募金活動、寄付金付きピンバッジの作成、新たな募金箱の設置及び法人募金協力先の開拓など、あらゆる手法を用いて積極的に取組むとともに、効果的な広報活動に努め、募金の増額を目指します。

3 社会福祉協議会の活動への理解促進

(1) 広報活動の充実

市民の社会福祉協議会及び地域福祉に関する関心と理解がより深まるよう、社協だよりやホームページ、社協のパンフレットによる広報・周知を強化し、市民から信頼され支持される組織づくりに努めます

① 広報紙「社協だより」の発行【見直し】

社会福祉協議会の広報紙「社協だより」を年3回発行します。

※印刷色の一部変更（二色刷り部分を単色）

② ホームページを活用した情報発信

各種事業の取組や講座開催などの情報をいち早く提供します。

4 日常生活用具の助成・物品貸出事業

(1) 日常生活用具の助成

愛情銀行の財源を活用した日常生活用具（歩行杖・アイスピック）を廉価で交付を行います。

(2) 物品貸出事業

一時的に車椅子が必要な方や福祉教育等に車椅子の貸出を行うとともに、地域のコミュニティ活動や福祉施設におけるイベント等に行事用テントやレクリエーション用具を貸出します。

5 施設の適正な管理運営

岩見沢広域総合福祉センター及び岩見沢市から指定管理者として管理・運営を実施している「岩見沢市高齢者福祉センター」、「岩見沢市栗沢福祉センター」、「栗沢デイサービスセンター」について、公共施設としての設置目的を踏まえながら、利用者にとって利便性の高い、かつ安全な管理と適正な運営に努めます。

なお、美流渡デイサービスセンターについては、市との協議により、令和2年3月末をもって管理・運営は終了します。

6 福祉サービス事業の推進及び経営の健全化【重点】

当会が実施している居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業は、介護保険報酬改定等の影響から大きな減収となり、併せて通所介護事業では地域の人口減から利用者数も減少し、今後も厳しい経営状況が予想されます。

職員体制、サービス管理体制、運営形態等を詳細に検証し効率的な運営を行うとともに、利用者増に向けた取組みを一層強化し経営の健全化を目指します。

各サービス事業においては、利用者のニーズに沿ったサービス提供と法令を遵守した適正な運営を行うとともに、サービスの質的向上に努め、高齢者や障がい者の在宅生活を支援します。

(1) 居宅介護支援事業

利用者及び家族等の相談に真摯に耳を傾け、介護サービスの説明及びサービス利用に伴う調整など、相談支援業務を行います。

また、医療機関や地域包括支援センター等関係機関との連携を行い、積極的に利用者増に取り組めます。

① 介護サービスの調整

利用者個々の生活状況や課題を把握し、本人のニーズに沿った適切な居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、介護サービスの調整を行います。

② 在宅生活継続への支援

地域包括支援センター、医療機関、サービス事業所等と連携を図りながら、利用者が可能な限り在宅生活を継続できるように支援を行います。

③ 虐待ケースへの対応

虐待が疑われるケースは、利用者の人権・尊厳が守られるよう関係機関と連携を図りながら対応を行います。

④ 研修による職員の資質向上

研修計画に基づきケアマネージャー個々に対して研修を実施します。

また、地域包括支援センター等が主催する研修等に積極的に参加することで、他事業所との情報共有や職員個々の資質向上を図ります。

(2) 訪問介護事業

利用者の人権や自己決定を尊重、生活の状態や心身の特性などを把握し、質の高いサービスを効率的に提供するとともに、利用者の能力に応じて自立した日常生活が継続できるよう適切なサービス提供に努めます。

また、地域との結びつきを重視して関係市町村、居宅介護事業所、地域包括支援センター及び居宅サービス事業者並びに保健医療サービス等との綿密な連携を図り総合的なサービスに努めます。

介護保険や障がい福祉サービスでは対応できない事例についても、保険外サービスを積極的に実施し収入増に努めます。

① 訪問介護事業

ア 利用者の習慣や意向を尊重し、可能な限り在宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる訪問介護の提供を行います。

イ サービス提供責任者が定期的に利用者宅を訪問し、利用者や家族等の要望を的確にとらえサービスを提供するとともに、提供するサービスの質の評価を行い、その向上を図ります。

② 介護予防・日常生活支援総合事業

利用者の生活機能維持及び向上に努め、常に介護予防に取り組み、切れ目のないサービス提供により在宅生活を支援します。

③ 居宅介護事業

ア 利用者が可能な限り、自宅で日常生活を営むことができるように支援します。

イ 居宅介護計画等に基づき利用者のニーズに沿ったきめ細やかなサービス提供に努めます。

ウ 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

④ 相談支援事業

ア 障がい者及びその家族に対し、障がい福祉サービスに関する不安をなくし、将来、自立した社会生活を営むことができるようにニーズの整理や情報の提供、サービス等利用計画の作成やモニタリングを行い、サービスの調整等の適切な相談支援を行います。

イ 発達に遅れや障がいのある乳幼児・児童とその保護者に対し、関係機関との連携のもと、サービス等利用計画の作成やモニタリングを行い、個々のニーズに即したサービスの調整を図ります。

(3) 通所介護事業

岩見沢市より指定管理を受託し運営している栗沢デイサービスセンター及び美流渡デイサービスセンターは、ともに赤字経営が続き、厳しい経営状況となっていたことから、市との協議のもと令和2年度から美流渡デイサービスセンターを栗沢デイサービスセンターに統合いたします。栗沢デイサービスセンターも多額の赤字経営が続いておりますが、統合によりスタッフの充実が図られることから、利用者及び家族への支援にとどまらず、介護カフェや介護講座等を開催し、地域住民が気軽に集い、介護の悩み相談や情報交換等ができる「栗沢地域における福祉の拠点」として事業を展開していきます。

① 利用者を増やす努力

入浴サービスや食事の提供だけでなく、利用者にとって楽しく過ごすことができるデイサービスでなければ利用者の増は見込めないことから「栗沢デイサー

ビスは楽しい、面白い」と、地域やサービス事業所等で評判になるよう職員一丸となってサービスの提供に努めます。

また、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所へは、利用状況の写真やデイサービス通信等を配布し、栗沢デイサービスセンターのPRを継続的に行っていきます。

② 個別的なサービスの提供

利用者には様々な疾病や障がい等があるため、個々の身体状況や生活環境、ニーズ等を把握し、その方に寄り添ったサービス提供を行います。

また、機能訓練やレクリエーション活動の他にも畑作業やボランティア活動等、利用者自らが選んで取り組めるプログラムを検討していきます。

③ 地域福祉の拠点づくり

デイサービスセンターで介護講座を開催したり、介護カフェや福祉用具の常設展示を行うことで、地域住民や介護関係者が気軽に立ち寄ることができ、共に悩みを相談したり情報交換等ができる場を提供いたします。

④ 広報活動

デイサービス通信を町内会等で回覧し地域住民に周知するとともに、ガソリンスタンドや商店等に設置し、栗沢デイサービスセンターの取り組みを多くの市民にPRしていきます。

⑤ 働きやすい職場づくり

職員一人一人がお互いを認め合い、補い合いながら気持ちよく働くことができるような職場環境作りに努めます。

(4) 障がい児通所支援事業

岩見沢市や関係機関と連携し「通所支援事業」、「子ども発達支援センター事業」を実施し、適切な療育を行い、子どもの健全育成、自己肯定感を育てることに努めます。

① 通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）

発達に遅れや障がいのある乳幼児・児童に対し、定期的な通園を通して、日常生活に必要な能力や集団生活への適応力の発達を促すとともに、保護者の困り感、ニーズを丁寧に拾い、きめ細やかな療育支援提供に努めます。

② 子ども発達支援センター事業

三笠市、月形町の委託を受け、発達に遅れや障がいのある乳幼児・児童やその保護者が、日常的に適切な相談指導や療育を受けることができるように各関係機関と連携し、支援に努めます。

7 事務局の運営

当会が事務局を担う岩見沢市共同募金委員会及び岩見沢市連合遺族会並びに岩見沢市老人クラブ連合会について、各会の目的に沿った適切な事業運営に努めます。